

全国老人医療・国民健康保険主管課(部)長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局総務課老人医療企画室説明資料》

平成19年8月6日

目 次

○ 後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)	1
○ 後期高齢者医療制度の施行準備に係る情報提供に関するこれまでの取組	2
○ 全国会議の説明と今後の作業について	5
○ 新たな高齢者医療制度の政省令・告示案について	13
○ 後期高齢者医療被保険者証等への二次元コードの装着について(7/9事務連絡)	49
○ 保険料の算定方法等について	51
○ 広域連合・市町村条例参考例(たたき台)について	65
○ 標準システムに関するスケジュール等の変更について	91
○ 国庫負担金等の交付等について	95
○ 前期高齢者財政調整・後期高齢者支援金の実務について	101
○ 20年度以降の老人医療事務について	129
○ 財政安定化基金について	135
○ 後期高齢者の保健事業について	147
○ 後期高齢者に係る医療費適正化事業について	155
○ 後期高齢者医療審査会について	157
○ 後期高齢者医療における助言等について	159
○ 今後の広報活動に向けた取組みについて	161

後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

平成19年

7月～ 各広域連合において、保険料算定の事前準備(被保険者台帳作成、所得情報の整理など)
各市町村において、住基・所得等情報のインターフェースデータを作成し、広域連合に送付

7月30日 政省令案 パブリック・コメント開始(～8月28日終了)

9月初め 政省令公布(保険料算定基準等)

保険料算定に必要な諸係数等の提示

9月～ 各広域連合において、保険料の試算、保険料率の設定作業
市町村、広域連合議会への説明

11月 後期高齢者医療条例を制定(各広域連合議会)、保険料率の設定

12月上旬 被保険者ごとに保険料額を算出

12/10まで 年金保険者から経由機関を通じて市町村に対し、特別徴収対象者情報を通知

12月中旬～ 市町村において、特別徴収対象者情報と被保険者台帳を突合し、該当する被保険者について、介護との保険料合算額が年金受給額の1/2を超えるか否かを判定し、特別徴収対象被保険者を特定

平成20年

～1月中旬 市町村において、1/2判定後の特別徴収対象被保険者に係るデータ作成

1/18まで 市町村から経由機関に対して特別徴収依頼情報を通知

1/31まで 経由機関から年金保険者に対して特別徴収依頼情報を通知

2～3月 保険料条例を制定(各市町村議会)

4月 施行

後期高齢者医療保険料の特別徴収開始

後期高齢者医療制度の施行準備に係る情報提供に関するこれまでの取組

平成18年

- 6月21日 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 公布
- 7月10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会
・制度の概要、施行までのスケジュール、広域連合モデル規約、広域連合と市町村の事務分担、広域連合設立時に必要な条例・規則 他
- 7月18日 高齢者医療制度に関するQ&A 事務連絡
- 9月13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 公布 (市町村が処理する事務の内容)
- 9月22日 全国都道府県担当課長・広域連合設立準備委員会事務局長会議
・施行準備作業スケジュール、保険料算定基準、19年度概算要求 他
- 11月22日 広域連合標準システム仕様書(未定稿) 発出
- 12月4日 全国都道府県担当課長・広域連合設立準備委員会事務局長会議
・被保険者証の様式、資格管理、保険料賦課・徴収に係る広域連合・市町村の事務分担、保険料の特別徴収 他

平成19年

- 2月19日 全国都道府県担当課長・広域連合(設立準備委員会)事務局長会議
・被扶養者保険料軽減、現役並所得者の判定基準見直し、高額医療・高額介護合算制度、後期高齢者の健診・保健指導、後期高齢者医療財政、前期財政調整・後期高齢者支援金の仕組み、広域連合標準システム仕様書、19年度予算案 他
- 3月2日 「後期高齢者医療制度の事業運営に必要なシステムについて」 事務連絡
- 3月20日 「各種健診等の連携についての考え方」 事務連絡
- 3月30日 広域連合標準システム仕様書Ver.1 発出

平成19年

- 4月 5日 広域連合標準システム仕様書 説明会
- 4月 17日 医療構造改革に係る都道府県会議
・後期高齢者の保健事業 他
- 5月 1日 保険料の特別徴収関係資料 事務連絡
- 6月 1日 広域連合標準システム導入等研修
- 6月 5日～28日 広域連合標準システムインターフェースデータ作成等研修（全国47カ所で開催）
- 6月 20日 広域連合標準システムVer.1 ソフト配布
- 6月 20日 広域連合標準システムに係るヘルプデスクの開設
- 6月 27日 新たな高齢者医療制度に関する政省令案(たたき台) 事務連絡
- 7月 20日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令・告示案(たたき台) 事務連絡
- 7月 30日 新たな高齢者医療制度に関する政省令・告示案 パブリックコメント開始（～8月28日）
- 8月 2日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令案 パブリックコメント開始
(～8月31日)
- 8月 6日 全国都道府県担当課長・広域連合事務局長会議
・政省令・告示案、保険料算定方法、条例参考例、施行準備に係る今後の作業 他
- 9月初旬 政省令・告示 公布

※ このほか、都道府県・広域連合とのメール、地方団体への説明、標準システムのヘルプデスク等を通じ、随時、情報提供・質疑応答を実施。

全国会議（8／6）の説明と今後の作業について

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
<p>広域連合・市町村事務</p>	<p>○広域連合の後期高齢者医療条例について ○市町村の保険料徴収条例について</p> <p>→ 本日、条例参考例をお示しするので、参考としていただきたい。 広域連合条例については、市町村から年金保険者への特別徴収依頼情報の通知期限が来年の1月31日（経由機関である国保連に対しては1月18日）までとなっており、市町村における特別徴収対象者の判定に当たっては、各被保険者の保険料額を算定する必要があるため、これらの作業の前提として11月中には条例を制定していただく必要がある。 市町村の条例については、普通徴収の納期等を定めるものであるため、来年の2月定例議会で確実に制定していただきたい。</p>	
<p>資格管理</p>	<p>○被保険者台帳の作成について</p> <p>→ 広域連合においては、標準システムV1（6月20日配布）により、被保険者台帳作成作業を進めていただきたい。 市町村においては、広域連合における被保険者台帳作成に必要な住基情報等のインターフェースデータの作成及び広域連合への送付につき、遺漏なきようお願いしたい。</p> <p>○被保険者証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QRコードの中止（7月9日付け事務連絡） → 標準システムにおけるQRコード仕様を削除すること及びこれに伴うインターフェース仕様を変更することについて通知済み。 ・発効期日の記載 → 医療機関においてレセプトの作成に当たり、被保険者証の記載事項（新たな保険者番号等）の効力を発した日を把握できるように「発効期日」を記載することとしたので、御了知願いたい。 <p>○保険者番号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法別番号 ・政令市の市町村番号 ・検証番号 	<p>○保険者番号の設定方法については、請求省令（レセプト様式変更等）の公布時にあわせて通知でお示しする予定。</p>

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
保険料賦課・徴収	<p>○今後のスケジュールについて</p> <p>○保険料率の算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・所得係数の算出方法 等 <p>→ 保険料算定に必要な諸係数等については、概算要求後の9月初めを目途にお示ししたい。</p> <p>広域連合においては、これらの諸係数等をもとに、また、本日提示する保険料算定ワークシート等も活用しながら、保険料の試算及び保険料率の設定を行っていただきたい。</p> <p>標準システムV1には、保険料試算機能が搭載されている。また、国保中央会から各都道府県国保連に配布予定の保険料試算システムも活用していただきたい。</p> <p>市町村においては、広域連合における保険料算定に必要な所得情報等のインターフェースデータの作成及び広域連合への送付につき、遺漏なきようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得照会と簡易申告について <p>○特別徴収事務について</p> <p>→ 年金保険者から市町村に対して、本年12月10日までに、特別徴収対象者情報を通知し、市町村から年金保険者に対して来年1月31日（経由機関である国保連に対しては1月18日）までに、特別徴収依頼情報を通知することとなる。</p> <p>市町村においては、年金保険者に送付するデータを作成するに当たり、被保険者が特別徴収対象被保険者か否かの判定を行う必要があり、また、広域連合においては、市町村における特別徴収対象被保険者の判定作業の前提として、後期高齢者医療条例の制定、保険料率の設定、被保険者ごとの保険料額の算出を行う必要があるため、いずれも、遺漏なきようお願いしたい。</p> <p>後期高齢者医療及び国保保険料の特別徴収事務の詳細、データの作成方法等については、本年5月1日付け事務連絡「特別徴収関係資料の送付について」を参照されたい。</p> <p>また、後期高齢者医療及び国保保険料の特別徴収導入に伴い、年金保険者及び経由機関との間で情報交換を円滑に行うための市町村における事前確認試験を8月20日から年内にかけて順次、実施することとしており、8月3日をもって実施希望市町村の申請受けを終了したところ。試験実施市町村に対しては、実施要領を近々に送付する予定。</p>	<p>○概算要求後の9月初めを目途に、所得係数の算出に必要な「全国一人当たり所得」等の数値についてお示しする予定。</p> <p>○年金保険者及び経由機関との情報交換に係る事前確認試験の実施要領について、試験実施市町村に対し、近々にお示しする予定。</p>

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
保険料賦課・徴収	<p>○被用者保険被扶養者の情報提供について</p> <p>→ 被用者保険の被扶養者だった者の情報については、今回の省令案において、被用者保険の保険者から、支払基金を経由して、広域連合に対し、被扶養者だった者の氏名、性別、生年月日及び被扶養者でなくなった日を通知する旨の規定を設けることとしている。</p> <p>また、支払基金から広域連合に送付する情報のインターフェース仕様等について、現在、保険者側、支払基金、国保中央会との間で調整中であり、追ってお示ししたい。</p> <p>なお、施行時においては、保険者が施行日前日（3月31日）に被扶養者だった者であるか否かを確認した後、支払基金を経由して広域連合に情報提供が行われるのに相当の期間を要することから、暫定賦課で4月納期の普通徴収を行う場合、減額された保険料額での徴収が行えない可能性もあるため、暫定賦課はなるべく行わず、確定賦課から、減額された保険料額で徴収を行うことが望ましい。</p> <p>特別徴収の場合には、4月の仮徴収額が低所得者以外は軽減されないことから、仮徴収額決定通知書又は特別徴収開始通知書を送付する際に、被扶養者だった者の徴収額は8月の仮徴収額変更又は本徴収から減額される旨、特別徴収対象被保険者に周知していただきたい。（標準システムから出力される通知書の帳票において、その旨記載する予定である。）</p>	<p>○支払基金から広域連合への情報提供に係る仕様については、標準システムV3においてお示しする予定。</p>
給付	<p>○現役並み所得者の判定単位の見直しについて</p> <p>→ 課税所得により一部負担金の割合が3割と判定された者については、経過措置（20.4～7：税制改正に伴う経過措置、20.8～22.7：判定単位見直しに伴う経過措置）の期間中は、現行の老人保健制度と同様、同一世帯にいる70～74歳の者も含めた収入の申請を勧奨していただくことになるので、よろしくご対応いただきたい。</p> <p>※判定単位見直しに伴う経過措置は、課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する70～74歳の者も含めた年収が520万円未満である者が対象。</p> <p>○高額医療・高額介護合算制度について</p> <p>→ 介護保険者への支給申請と負担額証明の発行については、後期高齢者と介護、国保と介護の場合、市町村が窓口となることや、審査支払機関に計算業務を委託することにより、被保険者の負担軽減や支給事務の簡素化が図られることから、こうした点に留意し、事務処理体制を準備していただきたい。</p>	<p>○現役並み所得者の判定方法（判定単位変更に伴う経過措置に係るものを含む）については、18年10月の税制改正に伴う判定基準見直しの時と同様に、別途、通知を発出する予定。（9～10月目途）</p> <p>○各種給付に係る手続等の通知の発出（9～10月目途）</p>

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
システム	<p>○ 標準システムの導入スケジュール等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政省令の公布時期の変更に伴う標準システム仕様編及び標準システムV2配布時期の変更 ・ 標準システム仕様編及び標準システムV2配布に伴うV1からの変更内容（QRコードの中止に伴う外国人カナ氏名の取扱いの見直し等） <p>→ 本日説明した標準システムV2配布時期の変更及びV1からの変更内容を参考にして、広域連合及び市区町村においては、制度施行までの間の作業スケジュールの見直し等を行っていただきたい。</p> <p>○ 標準システムに係る先行運用テストについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行広域連合と市区町村による実施 ① 被保険者マスタ創生・保険料計算等標準システムの機能に係る運用テスト（職員による操作マニュアルどおりに一連の処理が動作するかの確認テストを含む） ② 金融機関等外部機関との連携を含めた全体テスト ③ オンライン処理性能確認、バッチ処理性能確認等 <p>○ 特別徴収に係る事前確認試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前試験を希望する市町村と年金保険者及び経由機関による実施 ① 初回創生用の情報交換（平成19年10月の対象者抽出分） ② 経常時の情報交換のうち、年次の情報交換 ③ 経常時の情報交換のうち、月次の情報交換 <p>○ 広域連合においては、市区町村システム開発の技術的助言及び進行状況の把握など、ご指導ご鞭撻を、引き続きお願いしたい。</p>	<p>○ 標準システムV2配布時期（11.12予定）</p> <p>○ 標準システムV3配布時期（H20.1.10予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム仕様編配布時期（第2.0版8.27予定、第3.0版10月中旬予定） <p>○ 先行運用テスト実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① V1：6.1～6.15（実施済） V2：9.10～10.31（予定） V3：12.1～12.20（予定） ② 12.1～12.20（予定） ③ 12.1～12.20（予定） <p>① 8.20～11.22</p> <p>② 9.18～12.14</p> <p>③ 9.25～12.21</p> <p>○ ヘルプデスク等による支援</p>
保健事業 （特定健診・保健指導に関する内容を含む）	<p>（医療費適正化推進室）</p> <p>○ 特定健康診査等実施計画の策定</p> <p>→ 実施計画については今年度前半に粗々の案をまとめ、年度後半はその案に基づき事務的な詰め（委託先との契約に向けた調整、予算確保等）を行い、必要に応じ計画案の補正を行うスケジュールで4月17日の都道府県会議にて説明済み。そのスケジュールに基づき各都道府県は、保険者への照会を8-10月に行うこととなるので、市町村国保については特にそのスケジュールを踏まえた準備を指導願いたい。</p>	

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
保健事業 (特定健診・保健指導に関する内容を 含む)	<p>○集合契約等の推進（協力）</p> <p>→ 集合契約の成立（被用者保険の被扶養者の地元受診体制づくり）に向け、国保は来年度以降の実施体制の確定及び保険者協議会への提示が必要。被用者保険のためだけではなく実施計画策定上も早期確定が重要。 一方、被用者保険は、代表保険者の選定に主体的に関与し、保険者協議会での調整作業に積極的に関わることとなっている。</p> <p>○他の健診との連携</p> <p>→ 平成 20 年 4 月からいわゆる住民健診がなくなり、市町村における健診も実施責任者と実施対象者が細かく分かれる。これに伴い、各健診を別々に実施するのではなく、同時実施することにより、受診者の負担軽減と実施率の向上を図る必要がある。 併せて、市町村内の健診業務の実施体制（人員配置・予算要求・事務処理体制等）についても関係部署が集まった協議調整が必要であり、これに関連して、3 局連名での事務連絡(QA 集)を発出予定。</p>	<p>○保険者の種別に進捗状況を管理し 8 月 23 日の中央連絡会にて報告</p> <p>○保険者協議会での進捗状況を都道府県から毎月末報告</p>
	<p>(国民健康保険課)</p> <p>○ 国保の特定健診・保健指導の実施体制</p> <p>→ 実施体制については、基本的には市町村で判断すべき事項であるが、まずは国保の実施体制を早期に確定することが重要。仮に衛生部門に執行委任する場合でも、全面的な依存ではなく、医療保険者としての、主体的な取組が必要。そのうえで、早急に契約をして、保険者協議会への報告が必要。 また、被用者保険の被扶養者への健診・保健指導の対応として、衛生部門から保健所、保健センター等の実施機関について、支払基金へ機関番号取得申請を行う準備を進めて頂きたい。(9 月～)</p> <p>○ 事業者健診を受けた場合の健診データの取得等について</p> <p>→ 高齢者医療確保法では、労安法等他の法令に基づく健診等が優先されることが定められており、事業者健診の健診データを受領することで、特定健診を実施したことに代えられる。このため、平成 20 年度からの実施にあたり、国保被保険者のうち、給与所得者等を把握し、被保険者への受診案内等の際に、事業者健診が優先し特定健診を受診する必要がないことや事業者健診を実施した場合の健診データの送付等の周知を図る。</p>	<p>○ 8 月下旬に、実施体制の調査（3 回目）を予定。</p> <p>○ 対象者の把握方法等については、検討中であり、別途連絡する。</p>

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
保健事業 (特定健診・保健指導に関する内容を 含む)	また、これら事業者健診の周知等により、本来被用者保険に加入すべき事業主で加入していない疑いが強いものについては、社会保険事務所に連絡し、社会保険事務所で、調査・職権適用等を行い、これらの者の被保険者資格の喪失処理を行う方向で、社会保険庁と検討を行うこととしている。	
	(老人医療企画室) ○健診・保健指導の実施方法について → 今回提示する、健診の実施方法(市町村国保の契約の枠組みを活用して市町村に全部委託する(ケース1)、市町村が実施する健診に広域連合が補助をする(ケース2))、生活機能評価との共同実施の考え方等を踏まえ、広域連合と市町村で調整し、準備を進めていきたい。 ・広域連合、市町村での実施方法の検討(8~9月) ・来年度予算要求(10月~) ○後期高齢者の国保連システム活用した健診データの管理について → 国保連システムの健診等データ管理システムの開発が進んでおり後期高齢者の健診データについても、同システムを活用することとしている。システムの仕様の詳細や、国保連、広域連合、市町村との委託契約等については、別途連絡する。	○概算要求の内容提示 ○9月下旬から、順次、システムから出力する帳票等を提示する予定 ○国保連、広域連合、市町村とのシステム活用の委託契約書の雛形等を1月頃に提示する予定
医療費適正化対策	○後期高齢者の医療費適正化事業について → 本日説明する内容を参考に、広域連合が運営主体として行うべき取組について検討していただきたい。	○概算要求の内容提示(9月) ○具体的実施内容の提示(H20.1) ○実施通知等(H20.4)
都道府県事務	○後期高齢者医療審査会について → 本日説明する「後期高齢者医療審査会について」の内容により、関係機関との調整等審査会設置に向けた準備を行っていただきたい。 ○広域連合、市町村に対する助言等について → 本日説明する「後期高齢者医療における助言等について」の内容により、助言等事務に係る検討等準備を行っていただきたい。	○具体的運営方法案の提示(10月) ○運営方法等通知(H20.3) ○実施通知案及びマニュアル案の提示(H20.1) ○実施通知及びマニュアル送付(H20.3)

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程			
後期高齢者医療財政	○広域連合の資金繰りについて ・国の定率負担、調整交付金、支援金、保険料等の交付・納付の時期、考え方等				
公費負担	○後期高齢者の医療給付に係る公費負担について ・算定方法、申請・交付のスケジュール等（定率分、調整分、その他）	○概算要求の内容提示（9月）			
調整交付金	○調整交付金の交付について → 本日提示する政省令（案）を踏まえて、関係機関等との調整を進めていただきたい。特に原爆等の特別調整交付金については、申請に必要なデータ等を把握できるよう、準備をお願いしたい。（特調該当の広域連合はデータ収集を開始） ・保険料算定に用いた所得額等により普調概算交付を行う ※特調の概算交付を行うことについて ※特調の交付額の特例措置について ・交付時期の予定 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">申請時期</td> <td style="padding: 0 10px;">概算交付 10月（国保11月）</td> <td style="padding: 0 10px;">確定交付 3月</td> </tr> </table> ○平成20年度の広域連合予算案の作成について	申請時期	概算交付 10月（国保11月）	確定交付 3月	○普調額の交付額の算定に必要な基礎数値及び特調額の算定方法について9月初めを目途に連絡する予定。 ○特調の交付対象とする事項等について事務連絡（10月） ○調整交付金の交付申請について通知（H20.4） ○災害等による保険料減免に伴う特別調整交付金の算定基準について通知（H20.4） ○特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の交付基準の通知（H20.6） ○広域連合予算に計上すべき事項について、保険料算定に当たって必要な係数とあわせて9月初めを目途に案をお示しする予定。
申請時期	概算交付 10月（国保11月）	確定交付 3月			
特別高額医療費共同事業	○特別高額医療費共同事業の拠出金及び交付金について ・拠出金額、交付金額の通知時期等	○国保中央会に対する共同事業の実施通知（実施要綱・規則・共同事業特別会計経理規則）を9月頃に発出予定。 これに併せて、国保連合会分の規約変更例を発出予定（9月）			

事 項	今回の説明事項と自治体における当面の作業	今後の国の主な作業日程
財政安定化基金	<p>○ 拠出率について</p> <p>→ 今回提示する、国が平成20年度から6年間の拠出率を0.09%とした考え方等を参考に、都道府県と広域連合とで拠出率を協議し、拠出の準備を進めていただきたい。</p> <p>○ 条例制定について</p> <p>→ 本日提示する条例参考例を活用しながら、2月定例会での条例制定に向け、準備を進めていただきたい。</p>	○ 規則参考例、事務処理マニュアル案を11月頃に提示する予定
前期財政調整、後期高齢者支援金、病床転換支援金の算定、納付・交付の実務	<p>○ 保険者ごとの具体的な算定方法について</p> <p>○ 賦課・徴収、申請・交付、各種報告等のスケジュールについて</p>	○ 概算要求上の諸率について9月初めを目途にお示しする予定。
老人保健制度の終了関係	<p>○ 20年度以降の老人医療制度の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における医療給付、各種報告の終了時期等 ・ 公費負担、老人保健拠出金の終了時期等 	
制度改正に係る広報	<p>○ 広報活動の積極的な展開に向けた準備について</p> <p>→ 本日提示する「今後の広報活動に向けた取組みについて」及び「広報用リーフレットの参考例」を参考に、地域の情報を盛り込んだ広報資料を作成するなど、広報活動の積極的な展開に向けた準備を進めていただきたい。</p> <p>広域連合と市区町村との十分な連携の下、様々な機会を活用した広報活動が行われるよう、施行までの間の広報活動について関係者間で協議していただきたい。</p>	<p>○ 関係政省令の公布以降、厚生労働省が作成する広報用リーフレット等を配布する予定。</p> <p>○ その後、本年秋から施行までの間、政府広報など様々な媒体を活用し、一般国民向け広報を幅広く、かつ集中的に行うこととしている。</p> <p>具体的な日程等については追ってお示しする予定。</p>
後期高齢者医療の診療報酬、請求・支払関係	<p>○ 後期高齢者の診療報酬体系の骨子取りまとめに向けた検討状況</p> <p>○ 後期高齢者診療報酬分を含む改定率については、年末の予算編成過程において決定</p> <p>○ 審査支払い業務については、年度末の診療報酬改定作業と平行して、審査支払機関において、新たなシステム構築作業を実施</p>	○ 診療報酬改定内容の決定関係告示公布・通知送付（～ H20.3）

新たな高齢者医療制度の政省令・告示案について

※現時点での案であり、今後、内容の変更があり得る。

平成19年8月6日

後期高齢者医療制度における被保険者について(案)

1 被保険者の範囲

- 後期高齢者医療の被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者のうち、
 - ①75歳以上の者
 - ②65歳～74歳の者であって、一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けたもの(寝たきり等の者)
- ※ 現行の老人保健制度と同様、本人の申請に基づいて認定を行う。(認定基準についても、現行制度と同じ。)
- 病院への入院等により、他の広域連合の区域に住所を移転した者は、前住所地の広域連合の被保険者とする。(住所地特例)

2 被保険者証、被保険者資格証明書について

①被保険者証

- ・ 後期高齢者医療の被保険者には、個人単位で、「後期高齢者医療被保険者証」を交付する。
- ・ 被保険者が保険料を滞納した場合には、滞納者と接触し、窓口での保険料納付を直接働きかける機会を確保する等の観点から、国保と同様、通常と比較して有効期限の短い被保険者証(短期証)を発行することができる。

②被保険者資格証明書

滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情のない限り、国保と同様、被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」の交付を行う。

※ 「特別の事情」とは、被保険者等がその財産につき災害・盗難にかかったこと等の事情をいう。

※ 資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口では、いったん医療費の全額を支払い、後に運営主体(広域連合)から保険給付相当額の償還を受けることとなる。

後期高齢者医療の被保険者証について(案)

○ 被保険者証には、市町村定率負担の所在を明確にする観点から、市町村番号(地方公共団体コード)を含む保険者番号及び証の発効期日を記載する。

このため、広域連合内の市町村をまたがって転居した被保険者に対しても、新たな被保険者証が交付される。

※被保険者番号は、同一広域連合内で同一の番号となる。

○ 被保険者証のサイズは、国保と同じカードサイズのほか、高齢者であることに配慮し、老人医療受給者証と同じサイズも可能とし、各広域連合において選択できるようにする。

様式 (カードサイズ:縦54ミリ×横86ミリ)

(表面)

後期高齢者医療被保険者証	有効期限 年 月 日										
被保険者番号											
住 所											
氏 名	性 別										
生年月日	年 月 日										
資格取得年月日	年 月 日										
発効期日	年 月 日										
交付年月日	年 月 日										
一部負担金の割合											
保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										
保険者名											

様式(老人医療受給者証サイズ:縦128ミリ×横91ミリ)

(表面)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">後期高齢者医療被保険者証</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">有効期限 年 月 日</td> </tr> </table>		後期高齢者医療被保険者証	有効期限 年 月 日									
後期高齢者医療被保険者証												
有効期限 年 月 日												
被保険者番号												
被 保 険 者	住 所											
	氏 名											
	生年月日	年 月 日										
資格取得年月日	年 月 日											
発効期日	年 月 日											
交付年月日	年 月 日											
一部負担金の割合												
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>											
	印											